

犯罪の種類と萎縮効果



出典：階猛事務所作成 平成 29 年 4 月 19 日(水) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛 (民進党)

(パネルの写し)

提出中の法律案

平成十七年に提出した法律案

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に

よる実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為

で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団

(団体のうち、その結合関係の基礎としての

共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行する

ことにあるものをいう。次項において同じ。)

の団体の活動として、当該行為を実行するた

めの組織により行われるものの遂行を二人以

上で計画した者は、その計画をした者のいず

れかによりその計画に基づき資金又は物品の

手配、関係場所の下見その他の計画をした犯

罪を実行するための準備行為が行われたとき

は、当該各号に定める刑に処する。ただし、

実行に着手する前に自首した者は、その刑を

減軽し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無

期若しくは長期十年を超える懲役若しくは

禁錮の刑が定められているもの 五年以下

の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以

上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められ

ているもの 二年以下の懲役又は禁錮

2 (略)

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に

当たる行為で、団体の活動として、

当該行為を実行するための組織に

より行われるものの遂行を共謀し

た者は、当該各号に定める刑に処

する。ただし、実行に着手する前

に自首した者は、その刑を減軽し、

又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十

年を超える懲役若しくは禁錮の

刑が定められている罪 五年以

下の懲役又は禁錮

二 長期四年以上十年以下の懲役

又は禁錮の刑が定められている

罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 (略)